

平成 29 年度

第 1 回 赤穂市都市計画審議会議事録

日 時 平成29年6月5日(月)

平成29年度第1回 赤穂市都市計画審議会議事録

1. 日 時 平成29年6月5日(月) 午前9時30分～午前10時30分
2. 場 所 赤穂市役所6階 第2委員会室
3. 出席者
 - [委員]
 - (学識経験者) 榎 敏 大木 善夫 目木 敏明
半田 結 東南 公雄
 - (市議会議員) 山野 崇 前田 尚志 釣 昭彦
前川 弘文 川本 孝明
 - (公募市民) 山本 建志 江端 益子
 - (関係行政機関) 兵庫県西播磨県民局
光都土木事務所 所長補佐 谷垣 博司
赤穂警察署 交通課長 松田 勇
 - [事務局]
 - 建設経済部長 古津 和也
都市整備課長 大黒 武憲
建築担当課長 澗口 彰利
建築係長 長棟 由樹
公園街路係長 山家 啓一郎
計画係長 長尾 一史
主事 内波 佑太
事務員 山下 祐哉
4. 審議会成立宣言
5. 審議事項
 - 第1号議案 会長の互選について
 - 第2号議案 会長職務代理者の指名について
6. 報告事項
 - 報告第1号 都市計画決定[変更]の予定案件について
 - 報告第2号 都市計画の概要について
7. その他
8. 閉会

事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今より、平成 29 年度 第 1 回赤穂市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>皆様におかれましては、公私ともに何かとお忙しい中、本審議会に御出席賜り、まことにありがとうございます。</p> <p>今回の審議会は、赤穂市都市計画審議会議事運営規則第 5 条によりまして、会長が議事の進行を行うことになっておりますが、会長が平成 29 年 3 月 31 日を持って辞任され、職務代理者が、本日所用のため欠席されておりますので、会長が決まりますまでの間、事務局の方で進行させていただきます。</p> <p>本日の議題は、審議事項といたしまして、会長の互選と会長職務代理者の指名についてであります。</p> <p>また、報告事項としましては、都市計画決定〔変更〕の予定案件についてと、都市計画の概要についてであります。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、市長よりご挨拶を申し上げます。</p>
市長	<p>本日は、平成 29 年度の第 1 回赤穂市都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様には大変ご多用の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>また、皆様方には、平素より本市の都市計画行政につきまして、格別のご指導、ご支援を賜っておりますことをこの場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、今回の審議会につきましては、新たに委員となられました方を含めまして初めての審議会という事で今年 1 年間ご迷惑をおかけする事が多々あるかと思っておりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>本日は、今年度予定しております都市計画変更案件と、都市計画の概要についてご報告させていただくことにしております。</p> <p>今後とも、赤穂市都市総合計画が目標とする都市像、人が輝き自然と歴史文化が薫るやさしいまちの実現に向けて、しっかりとコマを進めてまいりたいと思っておりますので、皆様方にはご協力をお願いしたいと思っております。</p> <p>最後になりますが、本日の審議会が円滑に、また成功裏に終わる事を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日は、よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。次に、委員の紹介並びに審議会の成立についてであります。</p> <p>それでは、このたび新たに選出されました委員もいらっしゃいますので、委員の皆様方を御紹介させていただきます。名簿順で読み上げますのでご了解願います。</p> <p>(委員紹介)</p> <p>以上の 15 名の方々に今年度お世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。次に、事務局の職員を紹介させていただきます。</p>

事務局	<p>(事務局紹介)</p> <p>どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>なお、市長は所用のためここで退席いたします。ありがとうございました。</p> <p>【市長退席】</p> <p>続きまして、審議会の成立について、報告いたします。</p> <p>一委員、一委員 が欠席されておりますので、委員 15 名のうち本日の出席者は 13 名です。</p> <p>よって、委員の 2 分の 1 以上の出席をいただいておりますので、赤穂市都市計画審議会条例第 7 条第 2 項の規定により本審議会は成立いたしました。</p>
事務局	<p>続きまして、審議事項についてご説明申し上げます。</p> <p>第 1 号議案 会長の互選についてですが、赤穂市都市計画審議会条例第 6 条第 1 項により、会長は委員の互選により定めとなっております。</p> <p>さらに、会長は、赤穂市都市計画審議会議事運営規則第 4 条により、学識経験者のうちから委員の互選により選ぶとなっておりますが、どのようにいたしましょうか。</p>
委員	<p>当審議会で長年にわたりご尽力しておられる、一委員が適任かと思っておりますので、一委員にお願いしてはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>私も一委員が適任かと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>一委員、一委員よりご発言がございましたように、一委員に会長をお願いする事でいかがでしょうか。</p> <p>【異議なしの声】</p>
事務局	<p>異議が無いようですので、会長は一委員に決まりました。</p> <p>それでは、赤穂市都市計画審議会議事運営規則第 5 条によりまして、議事の進行を一会長、よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>一言ご挨拶申し上げます。ただいま、皆様方のご推挙により、会長の重責をおおせつかりました、一でございます。このたび審議会委員の推挙をいただき、また、会長にということで、身の引き締まる思いでございます。</p> <p>先ほどの市長のごあいさつにもありましたが、本日は、今年度の都市計画変更の予定案件等について報告があるとのことです。</p> <p>皆様のご協力のもと、慎重なご協議を賜り、職責を全うできるようお願ひいたしまして、就任のご挨拶とさせていただきます。</p>

	<p>それでは、第2号議案 会長職務代理者の指名についてであります。</p> <p>会長職務代理は、赤穂市都市計画審議会条例第6条第3項により、会長が指名することとなっておりますので、会長職務代理者として 一委員 を指名させていただきたいと思っております。皆様方のご賛同をお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>【異議なしの声】</p> <p>ありがとうございます。異議なしのお言葉がございましたので、会長職務代理者は、一委員に決定いたしました。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてですが、赤穂市都市計画審議会議事運営規則第8条第2項により、議長が指名するとなっておりますので、本日の議事録署名委員として、「一委員」「一委員」をお願いします。</p> <p>なお、本審議会は赤穂市都市計画審議会議事運営規則第7条により原則公開となっておりますが、本日の傍聴希望者はございません。</p> <p>それでは、次第の6. 報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号 都市計画決定変更の予定案件について、事務局説明をお願いします。</p> <p>一委員が到着されましたので、ここから出席させていただきます。</p>
事務局	<p>それでは報告第1号 都市計画決定〔変更〕の予定案件について、ご説明します。資料はお手元の議案書、3ページから5ページをご覧ください。座って説明させていただきます。</p> <p>今年度の都市計画変更の予定は、議案書3ページの一覧表のとおり、土地利用計画の変更が1件、都市計画道路の変更が1件、用途地域の変更が1件、そして下水道の変更が1件の合計4件を予定しております。</p> <p>一覧表一番上、土地利用計画については、本日追加でお配りしております資料、現在の土地利用計画図を併せてご覧ください。また、この一覧表の右端の備考欄に図面番号を記載しておりますが、図面番号①②については、4ページに、図面番号③については、5ページに位置図を添付しております。</p> <p>まず、赤穂市土地利用計画の見直しについてであります。赤穂市土地利用計画は、市街化調整区域の土地利用の課題に対処し、地域の特性を活かしたまちづくりを実現するため、市街化調整区域全体の土地利用の方針を示したものであります。今年度、この土地利用の方針について、赤穂市総合計画、赤穂市都市計画マスタープラン等の上位計画との整合を図っていくため、見直していく予定です。</p>

	<p>次に、都市計画道路 新田坂越線の変更についてであります。新田坂越線につきましては、これまでの都市計画審議会で随時ご報告してまいりました、長期未着手都市計画道路の見直しに基づく変更でございます。</p> <p>長期未着手都市計画道路の見直しにつきましては、平成 24 年度以降、兵庫県とともに見直し作業を行い、廃止、または幅員変更することが妥当となった都市計画道路新田坂越線及び新田鷗和線、塩屋駅北線、中広高架線、網崎線について、平成 26 年度にパブリックコメントを実施し、存続することが望ましいといった内容のご意見は寄せられなかったことから随時見直しの手続きを進めております。</p> <p>昨年度までに、新田鷗和線、塩屋駅北線、網崎線について、地元説明会等の法手続きを行い、都市計画の廃止及び変更をしたところでございます。新田坂越線については、昨年度に引き続き、都市計画変更について協議をお願いするものでございます。</p> <p>なお、変更にあたりましては、地元自治会等や関係機関である兵庫県との協議を行い、調整が整い次第、都市計画変更の手続きを行いたいと考えております。</p> <p>用途地域の見直しについては、兵庫県の第 7 回用途地域等の定期見直しにあわせ、本市の用途地域を見直すものです。見直しについては、赤穂市総合計画や赤穂市都市計画マスタープラン等の上位計画と整合を図っていくため、赤穂駅東地区の、イオンやフレスポ赤穂を含む商業施設周辺の用途地域の変更を予定しております。</p> <p>次に赤穂市公共下水道の見直しについてです。</p> <p>第 1 に排水区域の変更としまして、生活排水処理計画の変更に基づく排水区域の変更を予定しています。</p> <p>議案書 5 ページの位置図をご覧ください。老朽化に伴う汚水処理施設の再編のため、農業集落排水施設である周世地区について、公共下水道に統合する計画を策定しています。その計画に伴いまして、下水道の都市計画決定を変更し、公共下水道の計画区域に追加するものであります。</p> <p>第 2 に施設面積の変更としまして、御崎第 2 ポンプ場、坂越ポンプ場の面積変更でございます。</p> <p>施設更新に伴うポンプ形式や機械の配置見直しにより施設面積を変更する予定としております。</p> <p>以上で、報告第 1 号の説明を終わります。</p>
会長	事務局の説明は終わりました。
委員	只今の説明について、何か、ご質問、ご意見はございませんか。
事務局	用途地域の見直しで播州赤穂駅の東地区の用途変更とありますが、どのように変更されるのか。
	現在のところ素案作成中でございますが、赤穂駅東の中心市街地において準工業地域から近隣商業地域へ変更を予定しております。詳細につきま

	<p>しては、都市計画審議会へあげさせていただき、説明をさせていただきたいと考えております。</p>
委員	<p>新田坂越線もどのように変更を考えているのか。検討中とあったが、詳細がないので。検討中の内容を教えていただきたい。</p>
事務局	<p>新田坂越線の変更につきましては、平成 28 年度第 3 回赤穂市都市計画審議会で赤穂海浜大橋西詰めから南野中の三叉路までの区間につきまして、4 車線から 2 車線へ計画変更する案を協議させていただきましたが、坂越大橋開通に伴う交通需要の変化を考慮するようご意見をいただきましたので、本年度、現況交通量を調査した上で再度協議をお願いする予定としております。交通量調査につきましては、6 月を予定しておりまして、その後、交通需要を踏まえて、再度素案を提示したいと考えております。</p>
委員	<p>交通量調査はどここの地点の調査をする予定になっているのか。</p>
事務局	<p>赤穂大橋西詰め北側あたりを予定しております。</p>
委員	<p>その一ヵ所だけで良いと判断したのは何故か。</p>
事務局	<p>変更を予定している区間としまして、新田坂越線の海浜大橋から南野中の三叉路までの区間となっております。この区間についての交通量調査を、坂越大橋開通前に赤穂大橋西詰北側で行っており、坂越大橋開通後と開通前との比較するため、この地点での調査を予定しております。</p>
委員	<p>交通量調査の結果を踏まえて、どう判断するのかは審議会の中協議することになると思いますが、交通量によって車線数を 2 車線、4 車線と判断する基準は何かあるのか。市役所の課の基準があるのか、警察の基準があるのか。</p>
事務局	<p>赤穂大橋の北側は、フレスポへ行く方が尾崎方面から来られているというご意見がございましたので、歩道の必要性も含めて検討する為、この地点での調査を決めた要因の一つです。また、坂越大橋の開通前後の交通需要の変化をふまえて判定する基準は、何らかの形で提案させていただきますので、その際にご審議いただけたらと思っておりますのでご了承願います。</p>
委員	<p>現状 2 車線のところの交通量と、坂越大橋から下ってくる所の 4 車線の交通量の比較も必要なのではないか。交通量を踏まえて、2 車線と 4 車線にするという基準はあるのか。</p>
事務局	<p>その辺りも含めまして、次回提案する際に提示させていただきたいと思っております。</p>

委員	<p>用途地域の変更ですが、これの見直しは何年に1回の見直しになっているのか。前回の見直しの時にはこのフレスポは対象になっていなかったのか。</p>
事務局	<p>見直しにつきましては基本的に5年に一度になります。前回の見直しの時にフレスポが対象であったかどうかは把握できておりませんが、現状踏まえますとこれ以上現況に変化はないだろうという事で今回見直しを予定しております。</p>
会長	<p>他にご意見等ありますか。 他にないようでしたら、報告第2号都市計画の概要について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第2号都市計画の概要についてご説明します。 資料は都市計画の概要と書かれた別冊A4資料の1ページをご覧ください。座って説明させていただきます。 この都市計画の概要は、現在の赤穂市の都市計画の状況について、その概要をまとめたものであります。 まず、都市計画区域の指定ですが、赤穂市は行政区域の全域12,685haが都市計画区域に指定されており、相生市の全域と上郡町の一部区域を含めた2市1町で西播都市計画区域として広域的都市計画決定されています。 次に市街化区域及び市街化調整区域についてですが、計画的に市街化を図る市街化区域として赤穂市南部地域及び北部有年駅周辺などで1,418haと、それ以外の市街化を抑制すべき区域として11,267haを市街化調整区域に区分しています。 次に都市計画の概要の2ページをご覧ください。 地域地区の①の用途地域については、市街化区域内1,418haを第一種低層住居専用地域から工業専用地域までの11種類を指定しています。 次に②の風致地区については、都市における自然美の維持、及び環境を保全するため、赤穂城跡風致地区から船岡園風致地区までの6地区を指定しています。 次に③の臨港地区は、港湾を管理運営するための地区として赤穂港周辺を区域指定しており、区域面積は、昨年度の区域の見直しにより、16.2ha減の3.3haとなっております。 次に、3ページをご覧ください。 都市施設の内、①の道路の整備状況についてですが、計画延長としましては、新田坂越線など30路線で総延長49.06kmとなっており、平成27年度より路線数が1減、計画延長で、2.83kmの減となっております。 これは、昨年度、長期未着手の都市計画道路の見直しに伴い、新田鷗和線の廃止および綱崎線の道路延長等の変更を行ったことから、路線数及び延長が変更になったものでございます。 次に②の公園・緑地・墓園・広場につきましては、街区公園からその他</p>

公園まで 401.61ha を計画決定しておりますが、昨年度と比較しまして 0.06ha の減となっております。

これは、昨年度、長期未着手の都市計画公園の見直しに伴い、上町公園を廃止したことによるものでございます。

整備状況につきましては、街区公園からその他公園までの合計 191.67ha が開設済であり、平成 28 年度に野中第 1 公園、浜市第 2 公園の整備が完了し、平成 27 年度から開設面積 0.3ha の増となっております。

また、欄外に記載のある、一人当りの開設公園面積は、野中第 1 公園等の整備及び人口の減少によりまして、一人当たり開設公園面積が 38.7 m² から 39.3 m² に増加しております。

次に 4 ページの広場ですが、播州赤穂駅、坂越駅、有年駅の駅前広場について、計画及び供用開始ともに変更はございません。

次の③のごみ焼却場、ごみ処理場、④の火葬場についても昨年度から変更はございません。なお、下水道については、後ほどご説明いたします。

次に 5 ページをご覧ください。

市街地の面的な整備開発を行う、市街地開発事業の内、土地区画整理事業については、昭和 27 年に都市計画決定された、第一地区をはじめ、記載しております 13 地区 470.2ha を都市計画決定しております。また、13 地区の内、10 地区は既に換地処分されており、現在は有年地区、野中・砂子地区、浜市地区の 3 地区が施行中であり、これらにつきましても、昨年度から変更ございません。

続きまして 6 ページの地区計画等であります。

地区計画は、地区の特性にふさわしい良好な環境の市街地を形成するために、土地利用を計画的に誘導してコントロールしていく地区レベルでの詳細計画であります。土地区画整理事業等を施行中の有年駅周辺及び野中・浜市地区、そして尾崎地区の一部において地区計画を決定しております。

次に、防災街区整備方針につきましては、密集市街地における良好な住宅市街地に向けて整備を推進するため、「防災再開発促進地区」の指定を、尾崎地区及び塩屋地区の一部について行っております。

次に 7 ページから 9 ページをご覧ください。

赤穂市公共下水道の計画概要になります。基本計画について昨年度から変更はございませんが、8 ページの 8. 総事業費 645 億円のうち、平成 28 年度末投資額は、昨年度から、8 億円の増となり、626 億円となっております。

9 ページの平成 29 年 3 月末現在の下水道普及状況につきましては、主に有年地区及び坂越地区など土地区画整理事業の進捗に伴い、整備面積合計が 1,576.1ha で平成 27 年度から 8.2ha 増となっております。

また、区域内人口の減少に伴いまして、区域内戸数が減少しており、完了件数は 21,652 件で、平成 27 年度から 243 件の減、水洗化人口は 47,765 人で、平成 27 年度から 616 人の減となっております。

<p>会長</p>	<p>最後に下水道普及率ですが、行政人口 48,788 人に対して区域内人口が 48,541 人で、平成 27 年度と同様の 99.5%となっております。</p> <p>報告第 2 号の説明は以上でございます。</p> <p>事務局の説明は終わりました。 只今の説明について、何か、ご質問、ご意見はございませんか。 ないようでしたら、次第. 7 のその他に入りたいと思います。 事務局何かありましたらお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局としましては特にございませんが、先ほど出されたご意見等を検討いたしまして、審議会にかけさせていただきたいと思います。 以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>他に何かございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>都市公園法が改正されたが、これによって公園内に保育所等の社会福祉施設の占有が可能となったと思うが、法律の改正をうけて、赤穂市も何か改正をしていくようになるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今のところそういった案件がございませんので、改正ということは考えておりませんが、今後そのような計画がございましたら赤穂市も検討していくことになるかと思えます。</p>
<p>委員</p>	<p>案件が出てからですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今のところそういう計画はございません。</p>
<p>会長</p>	<p>他にないようでしたら、これで本日の都市計画審議会の議事事項はすべて終了しました。</p> <p>これをもちまして、本日の審議会を閉会いたします。長時間にわたるご審議、ご苦勞様でした。</p>